

○総務省令第七十号

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二百二条の十八の規定に基づき、及び同法を実施するため、測定器等の較正こうせいに関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年四月六日

総務大臣 竹中 平蔵

測定器等の較正こうせいに関する規則の一部を改正する省令

測定器等の較正こうせいに関する規則（平成九年郵政省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「及び登記簿の謄本」を「の謄本及び登記事項証明書」に改める。

第八条の二第二号から第五号までを次のように改める。

- 二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社 社員
- 三 株式会社 株主
- 四 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び農業協同組合 組合員
- 五 協同組合連合会及び農業協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者

附 則

この省令は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行す

る。